

「改正建築物省エネ法（小・中規模建築物設計者用）講習会」のご案内

共催／ 一般社団法人福島県建築士事務所協会

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

令和元年5月17日に改正建築物省エネ法が公布されました。これにより、300㎡未満の小規模建築物においては、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務付けられ、省エネ基準への適合義務制度の対象が、現行の2,000㎡以上から300㎡以上の中規模建築物まで拡大されます。

本講習会では、令和3年4月の施行に向けて主に300㎡前後の小・中規模非住宅建築物の設計者を対象とした、改正建築物省エネ法の概要および省エネ性能に係る計算方法のポイント等を解説していますので、ぜひご受講ください。

なお、今回の対面講習（DVD講習）に加えて、オンライン上でも同講習を視聴することが可能です。本講習で使用するDVDと同じ内容の動画を（一社）日本建築士事務所協会連合会ホームページ上で令和3年1月末まで公開しております。あわせてテキストも公開中ですので、動画を視聴する際にご活用ください。

■ 開催日・会場・時間・定員

開催日	会場	時間	定員
令和2年 12月21日(月)	ビッグパレットふくしま コンベンションホールB 郡山市南二丁目52番地 TEL 024-947-8010	受付開始 12:45～ 講義時間 13:15～17:00	50名 (先着順)

※新型コロナウイルス感染防止対策として、会場の収容人数の50%以下としております。

- 受講対象者 建築士事務所に所属する職員等
- 受講料 無料
- 使用テキスト 「改正建築物省エネ法講習テキスト（小・中規模建築物設計者用）」※当日無料配布
- 申込方法 「受講申込書」に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込みください。  
受付後、受講票（受付印押印）をFAXにて返送いたします。
- 申込期限 令和2年12月11日（金）必着
- 講習内容 **DVD講習** **※受付12:45～**

時間	内容	その他
第1部（65分） 13:20～14:25	◇「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の概要 ◇建築物省エネ法に係る規制措置 ◇建築確認・省エネ適合性判定等に係る手続き①	※講習テキスト及びDVD（動画）は、令和2年7月時点での情報に基づき作成されています。 今後、計算法等の更新・改善が見込まれます。  ※本講習会は建築CPD情報提供制度の対象外です。
休 憩（10分）		
第2部（55分） 14:35～15:30	◇建築確認・省エネ適合性判定等に係る手続き② ◇エネルギー消費性能等の計算方法	
休 憩（10分）		
第3部（73分） 15:40～16:55	◇非住宅用途に係る簡易計算法の解説 ・モデル建物法 ・小規模版モデル建物法	
16:55～17:00	◇アンケート記入	

- その他 講習時は外出前の検温、手指の消毒、マスクの着用等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力をお願いいたします。

（一社）福島県建築士事務所協会（FAX 024-521-5087）あて （受付No. ）

「改正建築物省エネ法（小・中規模建築物設計者用）講習会」 受講申込書 兼 受講票			受付印（押印後受講票として扱います。）
フリガナ			
受講者氏名			
事務所名			
所在地	〒		
電 話		F A X	

※記載された個人情報は、講習会以外の目的には使用いたしません。

お問い合わせ （一社）福島県建築士事務所協会 事務局（担当：野崎）  
福島市五月町4-25 福島県建設センター5階 TEL 024-521-4033 FAX 024-521-5087